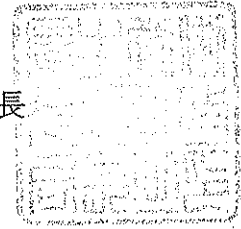


医政発第0401040号

平成20年4月 1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改定について

今般、医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第13号）により、広告可能な診療科名が改正されたところである。平成20年3月31日付で「広告可能な診療科名の改正について（医政発第0331042号医政局長通知）」が発出されたこと及びその他関係法令が改正されたことを踏まえ、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）」について、別添のとおり改めることとしたので通知する。

貴職におかれては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する医療広告ガイドラインの周知をお願いする。